

認知症訪問支援サービスの提供に関する要綱 (基本方針)

第1条 船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第11条に規定する認知症訪問支援サービスの事業は、要介護状態等となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護又は船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第2条第1号に規定する第1号訪問事業（以下「訪問介護等」という。）と一体となって認知症訪問支援サービスを提供することにより、利用者の在宅生活の継続並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（従業員）

第2条 認知症訪問支援サービスの事業は、訪問介護等の事業と一体的に行われるものであるため、認知症訪問支援サービスを行う者（以下「認知症訪問支援サービス事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「認知症訪問支援サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業員は、当該認知症訪問支援サービス事業所が一体的に行う訪問介護等の事業の訪問介護員等（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者及び船橋市認定ヘルパー養成研修実施要領第2条に規定する船橋市認定ヘルパーは除く。）である者とする。

2 認知症訪問支援サービス事業者は、認知症訪問支援サービス事業所ごとに、当該認知症訪問支援サービス事業所の従業員によって認知症訪問支援サービスを提供しなければならない。

3 認知症訪問支援サービス事業者は、認知症訪問支援サービス事業所ごとにサービス提供責任者を置くものとし、当該サービス提供責任者は、当該認知症訪問支援サービス事業所が一体的に行う訪問介護等の事業のサービス提供責任者である者とする。

（管理者）

第3条 認知症訪問支援サービス事業者は、認知症訪問支援サービス事業所ごとに管理者を置くものとし、当該管理者は、当該認知症訪問支援サービス事業所が一体的に行う訪問介護等の事業の管理者である者とする。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第4条 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要

な指揮命令を行うものとする。

2 事業所のサービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 訪問介護等の訪問介護計画、介護予防訪問型サービス計画又は介護予防生活支援サービス計画（以下「訪問介護計画等」という。）に、当該利用者に提供する認知症訪問支援サービスに係る事項についても記載すること。
- (2) 認知症訪問支援サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

（説明及び同意）

第5条 認知症訪問支援サービス事業者は、認知症訪問支援サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第13条に規定する運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第6条 認知症訪問支援サービス事業者は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画等に沿った認知症訪問支援サービスを提供しなければならない。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第7条 認知症訪問支援サービス事業者は、利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）への連絡その他必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第8条 認知症訪問支援サービス事業者は、認知症訪問支援サービスを提供した際には、当該認知症訪問支援サービスの提供日及び内容その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 前項の記載を、訪問介護等に係る事項について記載する書面に併せて記載する場合は、当該サービスに係る事項と訪問介護等に係る事項が区別できるよう記載しなければならない。

3 認知症訪問支援サービス事業者は、認知症訪問支援サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

4 前項の提供した具体的なサービスの内容等の記録を、訪問介護等に係る事項について記録する書面に併せて記録する場合は、当該サービスに係る事項と訪問介護等に係る事項が区別できるよう記載しなければならない。

(利用料の受領)

第9条 認知症訪問支援サービス事業者は、船橋市介護保険施行規則（平成12年船橋市規則第53号）第20条第3項の規定により認知症訪問支援サービス費が利用者に代わり当該認知症訪問支援サービス事業者に支払われる場合の当該認知症訪問支援サービス費に係る認知症訪問支援サービス（以下「受領委任払い」という。）を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症訪問支援サービスに係る条例第11条第2項に規定する市長が定める基準により算定した額（以下「認知症訪問支援サービス費用基準額」という。）から当該認知症訪問支援サービス事業者に支払われる認知症訪問支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 認知症訪問支援サービス事業者は、受領委任払いに該当しない認知症訪問支援サービスを提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、認知症訪問支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(認知症訪問支援サービスの取扱方針)

第10条 認知症訪問支援サービスの取扱方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 認知症訪問支援サービスの提供にあたっては、常に利用者の心身の状況、普段の言動、その置かれている環境等の的確な把握に努めなければならない。
- (2) 認知症訪問支援サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことの旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 認知症訪問支援サービスの提供にあたっては、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (4) 認知症訪問支援サービス事業者は、自らその提供する認知症訪問支援サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (5) 常に当該利用者の居宅介護支援事業者等との連携に努め、認知症訪問支援サービスが突発的に必要となった場合は、当該居宅介護支援事業者等に対し居宅サービス計画等の変更を依頼する等、必要な措置を講じなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第11条 認知症訪問支援サービス事業者は、認知症訪問支援サービスの利用者が偽りその他不正な行為によって当該給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(緊急時の対応)

第12条 認知症訪問支援サービス事業所の従業員は、現に認知症訪問支援サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第13条 認知症訪問支援サービス事業者は、認知症訪問支援サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 認知症訪問支援サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要な事項

(秘密保持等)

第14条 認知症訪問支援サービス事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 認知症訪問支援サービス事業者は、当該認知症訪問支援サービス事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 認知症訪問支援サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第15条 認知症訪問支援サービス事業者は、認知症訪問支援サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第16条 認知症訪問支援サービス事業者は、居宅介護支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第17条 認知症訪問支援サービス事業者は、提供した認知症訪問支援サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 認知症訪問支援サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 認知症訪問支援サービス事業者は、提供した認知症訪問支援サービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならぬ。
- 4 認知症訪問支援サービス事業者は、市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第18条 認知症訪問支援サービス事業者は、利用者に対する認知症訪問支援サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 認知症訪問支援サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 認知症訪問支援サービス事業者は、利用者に対する認知症訪問支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第19条 認知症訪問支援サービス事業者は、利用者に対する認知症訪問支援サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第4条第2項第1号に規定する認知症訪問支援サービスに係る事項が記載された訪

問介護計画等

- (2) 第8条第3項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第11条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第17条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第18条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(電磁的記録等)

第20条 認知症訪問支援サービス事業者及び認知症訪問支援サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 認知症訪問支援サービス事業者及び認知症訪問支援サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（補則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の認知症訪問支援サービスの提供に関する要綱第13条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。